

# 城西大学・城西短期大学 研究費不正防止計画

(制定：令和5年10月13日)

城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）は、文部科学省より公表された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、「研究活動に係る行動規範」及び「公的研究費の取扱いに関する規程」に沿って、研究費等の適正な運営及び管理を確保し、不正使用等を防止することを目的として、本学の研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

## 1. 機関内の責任体系の明確化

### 【基本計画】

◇ 研究費の運営・管理を適正に行うため、本学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、引き続き、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学内外に周知・公表する。

不正発生要因等	防止計画
責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない状態	<ul style="list-style-type: none"><li>最高管理責任者である学長が、公的研究費の実効的な運営及び管理監督上必要な情報を把握することができる環境の継続的な整備等、リーダーシップを發揮することができるよう適切な管理運営体制を構築する。</li><li>コンプライアンス推進責任者は、推進責任者としての責務等を確認して、十分理解するとともに、不正防止体制の周知や研究費の不正防止啓発活動を実施する。</li><li>大学HP、科学研究費助成事業（助成金・補助金）取扱要領等により各責任者の役割、責任の範囲と権限を明確化し、機関内外に周知・公表する。</li></ul>
機関内における各責任者の異動等で責任体系の認識が低下している状態	コンプライアンス推進責任者等が異動等によって交代する場合には、それぞれが所管・統括している業務の内容について、新しく着任した者に対して、十分な引継ぎを実施する。
監事に求められる役割が不明確	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況及び不正防止計画の適切性に関する事項について確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### 【基本計画】

◇ 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、引き続き、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

不正発生要因等	防止計画
学内ルールが不明確で、統一されたルールがない状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールが形骸化しないように、モニタリング等の結果も踏まえ、既に制定されている規程等の定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行い、明確化していく。</li> <li>・大学ウェブサイト等を用いて教職員・学生に周知するとともに、研修会を開催し、ルールの理解を深める。</li> <li>・研修会で意見等を徴収し、改善点を検討するなどして次年度の取組に反映させる。</li> <li>・学内ルールの例外処理は、その方針を定めて手続きを明確化して行い、それを教職員に周知する。</li> </ul>
職務権限が不明確	現状、規程等で職務権限を明確に分けているが、研究費等の事務処理に関する教職員の権限と責任を必要に応じて見直し、実態に即した職務権限の明確化及び適切な決裁手続きを執行する。
研究費が公的研究費であることや適正執行への意識が希薄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、行動規範をホームページに掲載し、教職員・学生に対して、コンプライアンス教育「eL CoRE」「eAPRIN」の e ラーニングプログラムを実施しているが、引き続き、コンプライアンス教育を実施し、確実な確認書の回収を目指していく。</li> <li>・競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員から「誓約書」の提出を求めて、競争的資金の原資が国民の貴重な税金であることを認識させ、研究において不正を行わないことを宣誓させる。</li> <li>・公的研究費ハンドブックを活用した研修会等を通じてより意識を高めるための取組を実施するとともに、定期的な啓発活動の実施により適正執行の意識付けをする。</li> <li>・不正に関与した場合、懲戒処分を含む厳しい処分が課せられるなどを自覚するように、コンプライアンス教育を実施していく。</li> </ul>
不正が発生した場合の学校法人城西大学と関係ある者以外の第三者による告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人城西大学と雇用関係にある教職員及び業務委託契約、労働者派遣法に基づく労働者等、法人が設置する大学、附属高等学校等に学ぶあらゆる立場の者、その保護者を対象とした公益通報窓口は設置済みである。</li> <li>・学外者からの告発についても受け付けられるよう公益通報窓口を設置している。第三者窓口については、コンプライアンス統括室と連携し、設置を行うなど透明化を図っていく。</li> </ul>
謝金や旅費の支給を受ける学生の理解不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金や旅費の支給を受ける学生が関係する不正事案（研究者等への還流行為等）について、引き続き、大学ウェブサイトを用いたり、注意事項を記載した書面を配布したりする等、周知徹底を</li> </ul>

	<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用される学生に対して、不正リスクの存在と不正関与者として、処罰される可能性があることについて周知を徹底する。</li> </ul>
研究者の不適切な手続に対する指導が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間でその情報を共有するとともに、該当者に対しては、コンプライアンス推進責任者から適切なルールを説明し、指導を実施する。</li> <li>不正のリスクが顕在化した場合は、個人ではなく組織として対応する。</li> </ul>

### 3. 研究費の不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

#### 【基本計画】

- ◇ 引き続き、研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することで、研究者等の自主的な取組を喚起し、研究費の不正使用の発生を防止する。

不正発生要因等	防止計画
不正発生の具体的な要因を把握し、不正使用防止計画を更新しないことで、不正が発生するリスク	内部監査室からの監査報告や監事の意見を伺い、日常的な予算執行、会計書類等の点検、モニタリングを通じて、不正を発生させる具体的な要因を適宜把握するとともに、その具体的な要因に対応するよう不正防止計画を更新する。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

#### 【基本計画】

- ◇ 策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、研究費の不正使用につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性あるチェックが効くシステムを引き続き整備、管理する。

不正発生要因等	防止計画
出張に伴う交通費や宿泊費の支払いにあたり、出張を行う者が支払に関与する必要のない仕組みが不十分	現状、各部門の事務室において研究者の出張計画の実行状況等を把握・確認しているが、法人カードの活用も図っていく。
学生に実態のない謝金を出し、これを還流しない体制が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、出勤簿を各事務室で管理することを再周知するとともに、各事務室は、学生本人から直接、勤務日、勤務時間、勤務実態等の事実確認を行う。また教職員及び学生に対して、「eL CoRE」等の e-ラーニングプログラムを通じて、コンプライアンス教育</li> </ul>

	の徹底を図っていく。
監督者による勤務時間管理の徹底が不十分	監督者は勤務表等により、勤務時間の管理を日々行う。

## 5. 情報発信・共有化の推進

### 【基本計画】

- ◇ 実効性ある体制を整備する上で、本学のルール、取組や事例等を、学内での情報共有はもとより、学外の機関との間でも情報共有を進める等、主体的に情報発信を引き続き実施する。

不正発生要因等	防止計画
公的研究費のルールや相談窓口に関する情報の認知が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針についての最新情報を大学ウェブサイトで外部に公表していることを再周知する。</li> <li>・モニタリング等の結果を最高管理責任者（学長）に報告し、マネジメント会議でも結果を共有する。</li> </ul>

## 6. モニタリングの在り方

### 【基本計画】

- ◇ 研究費の不正使用の発生の可能性を最小にすることを目指し、引き続き本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに、リスクアプローチ監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

不正発生要因等	防止計画
内部監査の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識を有する者（公認会計士等）を活用することで、引き続き恒常的な組織的抑制機能として効果的である監査（リスクアプローチ監査）について検討する。</li> <li>・コンプライアンス統括室や外部からの相談を受ける窓口等に寄せられる不正に関する通報内容が、監事、監査室に報告されるよう徹底し、報告事項が適切な対応が取られているか、不正が発生する環境を放置していないかを確認する。</li> </ul>
不正発生の可能性を除去しないことによる不正発生リスクの増加	内部監査は、研究室の監査（抜き打ち監査を含む）を強化するとともに、学長室学務課と連携して不正防止体制の検証を行い、不正が発生するリスクを除去、軽減を図る。